信託財産の経理状況に記載する財務諸表の計算期間が平成二十五年十二月三十一日以後に終了するもの	第六号様式	
ただし、信託財産の経理状況に記載すべき財務諸表がない場合は、平成二十六年一月一日以後に提出するもの		
組合等の経理状況に記載する財務諸表の事業年度が平成二十五年十二月三十一日以後に終了するもの ただし、組合等の経理状況に記載すべき財務諸表がない場合は、平成二十六年一月一日以後に提出するもの	第六号の五様式	
平成二十五年十二月三十一日以後に終了する特定期間に係るもの	第七号様式 第七号の三様式 第八号の二様式 第八号の四様式 第九号様式 第九号の五様式	有価証券報告書
平成二十六年一月一日以後に開始する計算期間に属する中間計算期間（計算期間の開始の日から起算して六月を経過する日までの期間をいう。）に係るもの	第十号様式 第十号の三様式 第十一号の二様式 第十一号の四様式 第十二号様式	半期報告書（法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。）
平成二十六年一月一日以後に開始する事業年度に属する中間会計期間に係るもの	第十二号の五様式	
平成二十六年一月一日以後に提出するもの	第十五号様式 第十五号の三様式	発行登録書（法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。）
平成二十六年一月一日以後に提出する発行登録書（法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。）に係るもの	第二十一号様式	発行登録追補書類（法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。）

平成二十六年一月一日以後に提出するもの	様式なし	臨時報告書
平成二十六年一月一日以後に提出するもの	第二号様式	公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書（同項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。）をいう。）
平成二十六年一月一日以後に提出された公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書（同項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。）をいう。）に係るもの	第四号様式	意見表明報告書（法第二十七条の十第一項に規定する意見表明報告書をいう。附則別表第二において同じ。）
	第五号様式	公開買付撤回届出書（法第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。）
	第六号様式	公開買付報告書（法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。）
	第八号様式	対質問回答報告書
平成二十六年一月一日以後に提出するもの	第二号様式	公開買付届出書（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書（同項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。）をいう。）
平成二十六年一月一日以後に提出された公開買付届出書（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書（同項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。）をいう。）に係るもの	第三号様式	公開買付撤回届出書（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。）
	第四号様式	公開買付報告書（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。）

発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）